

WC6フォローアップシンポジウムおよび記念レセプション

2008.2.23

# 動物実験の適正な実施に向けた ガイドライン

2006.6.1

日本学術会議

唐木 英明

karaki@gakushikai.jp

## 日本学術会議とは

日本学術会議は、科学が文化国家の基礎であるという確信の下、行政、産業及び国民生活に科学を反映、浸透させることを目的として、昭和24年(1949年)1月、内閣総理大臣の所轄の下、政府から独立して職務を行う「特別の機関」として設立されました。職務は、以下の2つです。

- 科学に関する重要事項を審議し、その実現を図ること。
- 科学に関する研究の連絡を図り、その能率を向上させること。

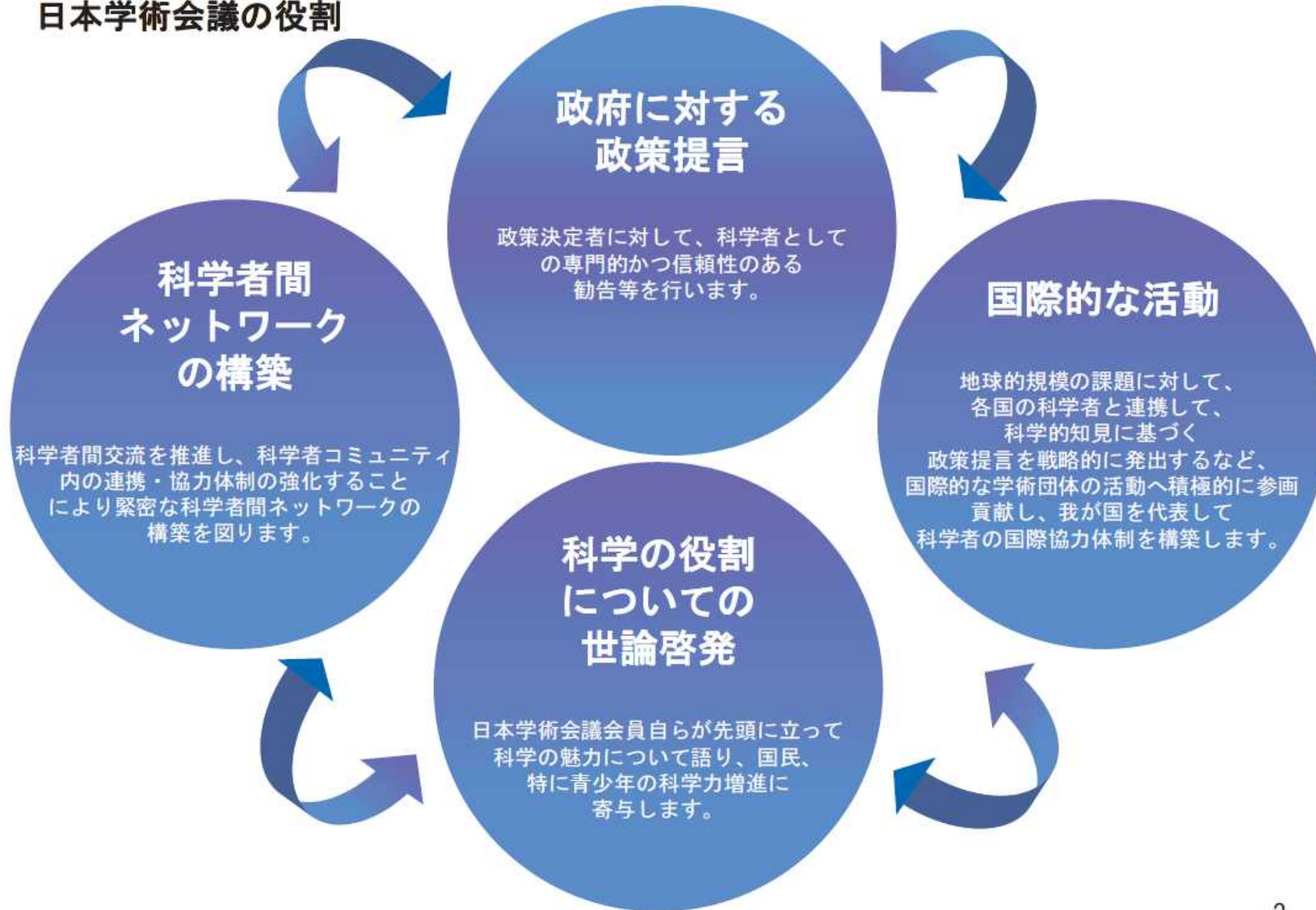
日本学術会議は、我が国の人文・社会科学、自然科学の全分野の約82万人の科学者を内外に代表する機関であり、210人の会員と約2000人の連携会員によって職務が担われています。

日本学術会議の役割は、主にⅠ政策提言、科学に関する審議、Ⅱ科学者コミュニティの連携、Ⅲ科学に関する国際交流、Ⅳ社会とのコミュニケーションです。

日本学術会議には、総会、役員(会長と3人の副会長)、幹事会、3つの部(人文、生命、理工)、4つの機能別委員会(選考、科学者、科学と社会、国際)、30の学術分野別の委員会、臨時の課題別委員会、及び事務局が置かれています。



## 日本学術会議の役割



## 政府に対する政策提言

日本学術会議は、政策決定者に対し、科学者としての専門的かつ信頼性のある見解を提示し、または、助言する活動を行っています。これまでの勧告によって南極観測への参加やいくつかの重要な研究所が設立されるなど、様々な政策が実施されてきました。現在も、各委員会において精力的な審議が行われており、「科学者の行動規範について」などが公表されています。また、会長談話や会長コメントの形式で、緊急な課題について速やかに意見を公表しています。

## 科学者の行動規範の策定（平成18年10月）

日本学術会議は、最近国内外で続発した科学者の不正行為には強い危機感を持ち、また再発防止の対策を促す責務を認識しています。

このため、平成18年10月3日に声明「科学者の行動規範について」を策定しました。本声明に示す「科学者の行動規範」は、科学者が、社会の信頼と負託を得て主体的かつ自律的に科学研究を進めるため、全ての学術分野に共通する基本的な科学者の行動規範を示すものです。日本学術会議は、各大学・研究機関、学協会が、「科学者の行動規範」を参照しながら、自らの行動規範を策定することを要望しています。また、「科学者の行動規範」と一体を成す「科学者の行動規範の自律的実現を目指して」では、全ての組織に対して倫理プログラムの策定、実施を要望しています。

URL: <http://www.scj.go.jp/ja/info/iinkai/kodo/index.html>

## 生殖補助医療をめぐる諸問題に関する審議（平成18年11月～）



法務省及び厚生労働省から金澤会長への審議依頼

生殖補助医療の在り方、生殖補助医療により出生した子の法律上の取扱いについては以前から多くの議論が提起されています。さらに最近では代理懐胎による子の出生届の受理をめぐる裁判などが大きな話題となり、代理懐胎についての明確な方向付けを行うべきという国民の声が高まっていると指摘されています。政府はこの問題について関係審議会等で検討してきたところですが、直接的には医療、法律の問題とはいえ、生命倫理など幅広い問題を含むことから、医療や法律の専門家だけでの議論には限界がある極めて困難な問題といえます。

そこで平成18年11月30日に法務大臣及び厚生労働大臣から、代理懐胎を中心に生殖補助医療をめぐる諸問題について審議依頼がありました。これを受けて同日、代理懐胎を中心に学術的・総合的観点から鋭意審議を行う旨のコメントを公表するとともに、同年12月21日に「生殖補助医療の在り方検討委員会」を設置し、代理懐胎を中心に生殖補助医療をめぐる諸問題について、従来の議論を整理し、今後の在り方などについて調査審議を行っています。

## 対外報告「科学者コミュニティが描く未来の社会」（平成19年1月）



金澤会長から高市イノベーション担当大臣（当時）へ報告書手交

政府の「イノベーション25」の取りまとめに資するため、イノベーション担当大臣からの依頼を受け、平成18年10月20日に「イノベーション推進検討委員会」を設置し、審議を重ねてきました。そして平成19年1月25日に対外報告「科学者コミュニティが描く未来の社会」を公表するとともに、日本学術会議会長からイノベーション担当大臣に手交しました。この報告書は2025年頃までの社会を見据え、持続的な経済成長のためのイノベーションを継続的に実現するための方策について調査審議した結果を取りまとめたものです。

本報告書は、閣議決定「長期戦略指針『イノベーション25』」の作成に当たり参考とされました。

URL: <http://www.scj.go.jp/ja/info/iinkai/innovate/index.html>

## 答申「地球規模の自然災害の増大に対する安全・安心社会の構築」（平成19年5月）



金澤会長から冬柴国土交通大臣へ答申手交

近年、地震、津波などの大規模な自然災害が世界各地で頻発していることを踏まえ、平成18年2月13日に「地球規模の自然災害に対して安全・安心な社会基盤の構築委員会」を設置しました。一方、政府においても、地球規模での自然環境の変化が急速に進みつつあること、人口減少の時代を迎え社会環境も大きく変わりつつあることなどから今後起こりうる災害の様態が大きく変化することが想定され学術的な調査審議が必要であることから、同年6月15日、国土交通大臣から「地球規模の自然災害の変化に対応した災害軽減のあり方について」諮問が行われました。このため、上記委員会において諮問を受けた審議も行い平成19年5月30日、日本学術会議会長から国土交通大臣に手交しました。また、答申の内容により幅広い政策提言も加えた対外報告を公表しました。

URL: <http://www.scj.go.jp/ja/info/iinkai/sizen/index.html>

## 国際的な活動

日本学術会議は、「持続可能な社会のための科学と技術に関する国際会議」等の国際会議を開催し、科学者の役割について提言を取りまとめたり、また、アジア学術会議（SCA）の事務局として持ち回りの主催国とともに会議を開催するなどの国際的な活動を行っています。さらに、G8各国の科学アカデミーと連携して、G8サミットの議題に関し科学的立場から意見を集約し、共同声明を発出するなど、国際学術団体との連携を図っています。

### G8学術会議共同声明（平成19年5月）

G8各国アカデミーと中国、インド、ブラジル、南アフリカ、メキシコのアカデミーは、平成19年7月のドイツ・ハイリゲンダムサミットに先立ち、「エネルギー効率と気候保全」及び「イノベーション」についての共同声明を取りまとめ、同年5月16日に各国同時に公表しました。我が国では、公表当日、日本学術会議会長から内閣総理大臣に共同声明を手交しました。また、ドイツにおいても、G8各国等の科学アカデミーが一同に会し、独首相と「エネルギー効率と気候保全」についての意見交換を行い、日本からは日本学術会議副会長（国際活動担当）が参加しました。

URL: <http://www.scj.go.jp/ja/int/g8/index.html>



金澤会長から安倍総理(当時)へ共同声明手交(写真提供:官邸写真室)



土居副会長らG8学術会議の代表とメルケル独首相

### アジア学術会議（SCA）（平成19年6月）



第7回アジア学術会議

アジア学術会議（Science Council of Asia: SCA）は、アジア地域における学術的な共同研究と協力を促進するため、日本学術会議の提唱により平成12年に設立されました。現在、11カ国の19の学術機関等により構成され、各国持ち回りで開催されています。

第7回会合は、「Energy and Environment」をメインテーマとして沖縄県宜野湾市で開催されました。総会では、2つの共同声明

「Energy and Environment」及び「The Future of the SCA」が採択されました。また、太平洋学術協会との合同シンポジウムでは、秋篠宮殿下による特別講演のほか、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）議長のパチャウリ氏及びシンガポール国家科学アカデミー会長のレオ・タン氏をはじめとする内外の多くの専門家による講演が行われました。また、同シンポジウムには秋篠宮妃殿下にも御臨席を賜りました。

URL: <http://www.scj.go.jp/ja/int/sca/index.html>

### 国際会議・シンポジウムの開催



WC6共催

## 科学の役割についての世論啓発

日本学術会議では、科学的・学術的な研究成果を国民に還元するための活動として、公開講演会やシンポジウムを開催しています。平成18年10月～平成19年9月に開催した主なものは以下のとおりです。

### 公開講演会「知識社会における教師の科学的教養と教員養成」（平成19年3月）

最近の若者の科学的能力の低下及び理数科学習への意欲衰退の背景には、教育課程における教育内容の削減や授業時間数減少の問題とともに、教師の科学的教養の低下の問題があり、教師の科学的教養を今後一層高めることが根本的な課題の一つとなっています。また、知識社会に対応する教育を行うためには、高度で複合的な科学的教養を生徒に獲得させる教師の養成及びその資質を持った教師の採用、更なる資質と能力の向上を導く研修制度の構築が不可欠です。このような観点から、平成19年3月12日に公開講演会「知識社会における教師の科学的教養と教員養成」を開催しました。当日は遠隔地からも講演会に参加できるようにするため、メディア教育開発センターの協力を得て講演会の様子をSCS（スペース・コラボレーション・システム）により全国のサテライト会場に配信しました。



主催公開講演会

URL: <http://www.scj.go.jp/ja/event/pdf/30-k.pdf>

### 公開講演会「脱タバコ社会の実現のために—エビデンスに基づく対策の提言—」（平成19年7月）

タバコ規制対策の研究を行っている研究者が一堂に会して、タバコ規制政策全体の中における各研究の位置づけに関して議論、確認することにより、タバコ規制の取組を推進し、脱タバコ社会を実現することを目的として、平成19年7月23日に公開講演会「脱タバコ社会の実現のために—エビデンスに基づく対策の提言—」を開催しました。国内外のタバコ規制に関する研究成果を受けて、研究者側からタバコ価格・税の大幅引き上げ、職場・公共の場所における受動喫煙の防止の徹底、喫煙者に対する禁煙支援・禁煙治療の拡大というエビデンスに基づく具体的なタバコ規制の対策の提言がなされ、政策担当者を交えての意見交換が行われました。タバコという身近なテーマだけに、多くの参加者による活発な議論が行われました。

URL: <http://www.scj.go.jp/ja/event/pdf/38-k-1.pdf>

### 「女子高校生夏の学校～科学・技術者のたまごたちへ～」の開校（平成19年8月）

## 科学者間ネットワークの構築

日本学術会議は、我が国の科学者コミュニティの中核として、人文・社会科学、自然科学の全ての分野の科学者の意見を集約するとともに、約1,550の協力学術研究団体と連携しています。また、地方の科学者とのより活発な連携を図るとともに、学術の振興に寄与することを目的として、全国を7つのブロックに分けて地区会議を組織しています。さらに、産学官の連携を推進するため、産学官連携サミットを開催しています。

## 協力学術研究団体との連携

平成16年4月の法改正により学術研究団体からの会員推薦制度が廃止されたことに伴い、従来の登録学術研究団体制度が廃止され、日本学術会議の広報活動に協力してもらう広報協力学術団体と統合し、平成17年10月に、協力学術研究団体制度が設けられました。旧登録学術研究団体などであった約1,700の学会に対して、移行の案内を行い、その申出により、随時、指定を行っています。現在、新規の学会を含め、約1,550の協力学術研究団体が、日本学術会議の活動の周知と各分野の学術研究団体との緊密な連絡協力関係の維持強化、広報活動に協力しています。

URL: [http://www.scj.go.jp/ja/info/link/link\\_touroku\\_a.html](http://www.scj.go.jp/ja/info/link/link_touroku_a.html)

## 学術研究団体の機能強化

学協会は、研究成果の発表、知識の交換、国内外の研究者相互の連携の場として、我が国の研究活動を支える存在です。このため、平成18年3月28日に閣議決定された「第3期科学技術基本計画」においても、学協会の自己改革を促し、機能を強化する必要性が指摘されるとともに、学協会に対し、社会への貢献など広がりのある活動を行うことが期待されています。しかしながら、一部には、活動体制や学協会間の連携が十分でないところもあることなど指摘されており、研究情報の発信・流通が急速にグローバル化し、研究成果の発表における国内学協会離れなども懸念されています。また、公益法人制度も大きく改革されようとしています。

このような背景から、学協会の機能強化に資する方策の検討等に関して審議するため、科学者委員会の下に「学協会の機能強化方策検討等分科会」を設置しました。本分科会では、こうした学協会の自己改革に向けた検討に資する方策を示すことを目的として、審議を行っています。そこでは検討における基礎資料を得るため、国内の全ての学協会を対象としたアンケート調査や各分野を代表する学協会又は学協会の連合体を対象にヒアリング調査を実施したほか、海外の動向調査、実態調査（アメリカ、イギリス、フランス）、シンポジウムを実施しました。さらに、これらをもとに対外報告「学協会の機能強化のために」を平成19年6月28日に公表しました。

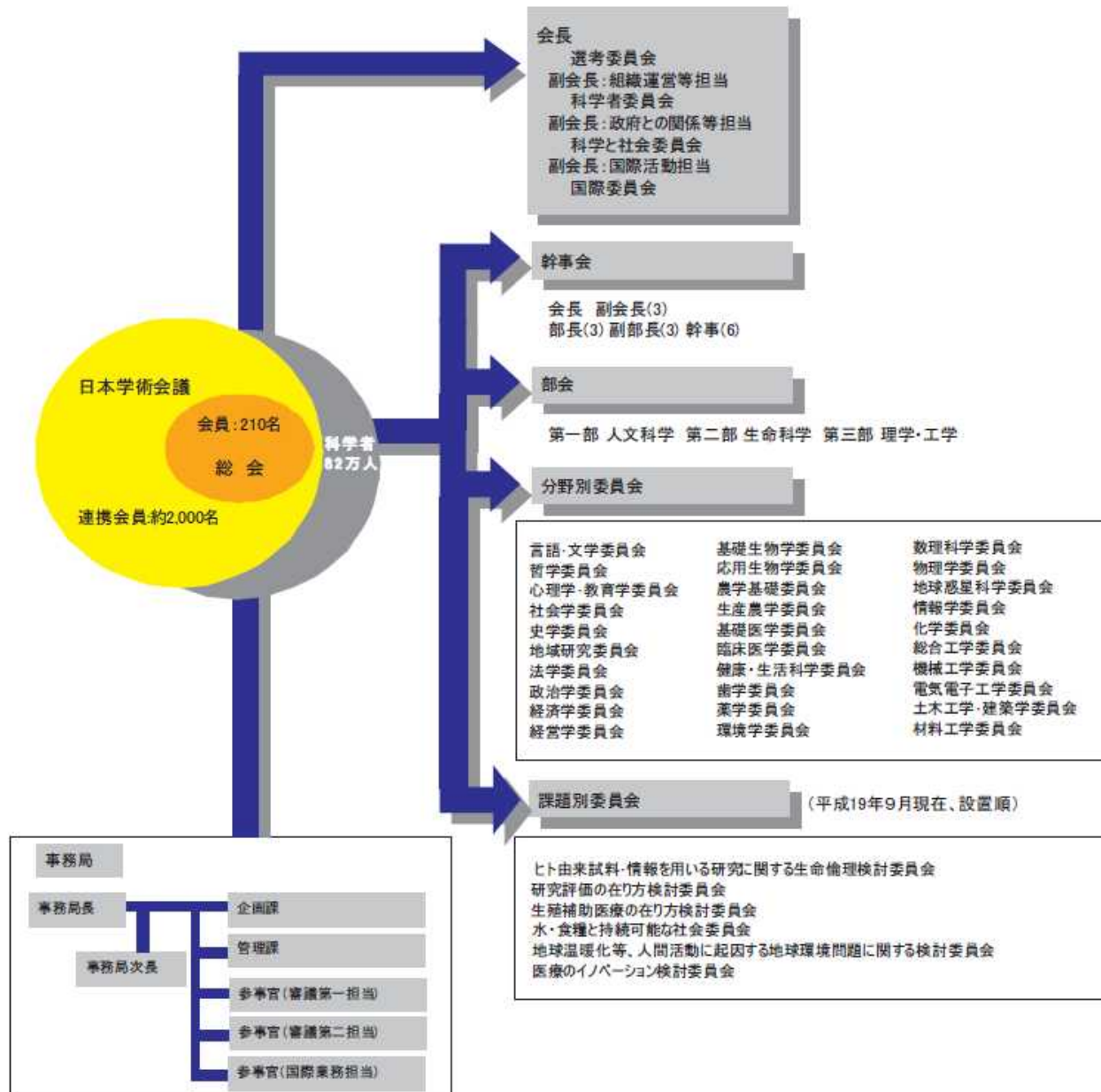
URL: <http://www.scj.go.jp/ja/info/iinkai/renkei/index.html>



シンポジウム「これからの日本の学協会のありかた」

## 地区会議の活動

# 日本学術会議の組織図



# 日本学術会議会員



会長 金澤 一郎



副会長 渡島 誠  
担当(組織運営等)



副会長 鈴村 興太郎  
担当(政府との関係等)



副会長 土居 範久  
担当(国際活動)

## 第一部 人文科学



部長 広渡 清吾

副部長 佐藤 学  
幹事 江原 由美子  
幹事 小林 良彰

青柳 正規(史学)  
青山 善充(法学)  
秋田 喜代美(心理学・教育学)  
秋田 弘子(心理学・教育学)  
渡倉 心つ子(法学)  
渡路 剛久(法学)  
五百旗頭 真(政治学)  
池田 真朗(法学)  
石倉 洋子(経営学)  
榎村 儀(法学)  
井田 良(法学)  
位田 龍一(法学)  
井上 達夫(法学)  
糟木 武徳(経済学)  
糟木 邦子(政治学)  
糟木 幸(政治学)  
今田 高俊(社会学)  
今西 裕一郎(言語・文学)  
岩井 克人(経済学)

上野 千鶴子(社会学)  
藤井 朋子(地域研究)  
内田 伸子(心理学・教育学)  
江原 由典子(社会学)  
大沢 真理(経済学)  
森 百合(経済学)  
伊阪 直行(心理学・教育学)  
藤合 恵典子(社会学)  
加藤 節(政治学)  
韓山 敬一(史学)  
岸本 美緒(史学)  
木下 尚子(史学)  
桑野 麗子(心理学・教育学)  
氣多 雅子(哲学)  
小杉 泰(史学)  
小谷 匡之(史学)  
小林 良彰(政治学)  
酒井 啓子(地域研究)  
榎井 万里子(史学)

櫻田 嘉章(法学)  
佐藤 学(心理学・教育学)  
庄堀内 正弘(言語・文学)  
白澤 敬和(社会学)  
鈴木 昌子(心理学・教育学)  
鈴木 興太郎(経済学)  
高橋 真一(地域研究)  
田口 紀子(言語・文学)  
橋本 俊昭(経済学)  
田中 成明(法学)  
辻村 みよ子(法学)  
津谷 典子(経済学)  
鹿井 震(社会学)  
野家 啓一(哲学)  
長谷川 泰一(心理学・教育学)  
長谷部 恭男(法学)  
樋口 美穂(経済学)  
平松 一夫(経営学)  
廣瀬 和子(法学)

広渡 清吾(法学)  
深川 由起子(経済学)  
藤井 謙治(史学)  
藤井 省三(言語・文学)  
藤田 真典(心理学・教育学)  
藤田 昌久(経済学)  
藤本 隆堂(経営学)  
前田 富士男(哲学)  
町野 剛(法学)  
松沢 智郎(心理学・教育学)  
丸井 浩(哲学)  
宮本 又郎(経済学)  
村松 敏夫(政治学)  
山岸 俊男(心理学・教育学)  
山本 真鳥(地域研究)  
油井 大三郎(地域研究)

## 第二部 生命科学



部長 唐木 英明

副部長 北島 政樹  
幹事 山本 雅  
幹事 笠谷 いづみ

渡島 誠(基礎生物学)  
五十嵐 雅(臨床医学)  
磯貝 彰(農学基礎)  
今井 浩三(臨床医学)  
大隈 典子(基礎生物学)  
大野 竜三(臨床医学)  
岡田 清孝(基礎生物学)  
岡本 宏(基礎医学)  
加賀谷 淳子(健康・生活科学)  
堀添 忠生(臨床医学)  
春日 文子(生産農学)  
金澤 一郎(臨床医学)  
唐木 英明(生産農学)  
岸 玲子(健康・生活科学)  
北 徹(臨床医学)  
北島 政樹(臨床医学)  
北村 孝一郎(臨床医学)  
網野 高明(臨床医学)  
黒岩 常祥(基礎生物学)

郷 通子(応用生物学)  
小原 雄治(基礎生物学)  
齊藤 成也(基礎生物学)  
柳 佳之(基礎生物学)  
笠井 健彦(基礎医学)  
藤田 享男(臨床医学)  
柴崎 正勝(薬学)  
水田 瞬代(臨床医学)  
瀬戸 暁一(歯学)  
武田 和頼(農学基礎)  
谷口 龍嗣(基礎医学)  
谷口 直之(基礎医学)  
谷口 克(基礎医学)  
田野 儀雄(臨床医学)  
鶴尾 隆(薬学)  
永井 良三(臨床医学)  
中西 友子(農学基礎)  
中村 祐輔(基礎医学)  
鍋島 福一(基礎医学)

新山 陽子(農学基礎)  
野口 伸(農学基礎)  
野本 明男(基礎医学)  
林 良博(生産農学)  
日比 紀文(臨床医学)  
廣川 信隆(基礎医学)  
廣橋 誠雄(基礎医学)  
木底 佑(基礎医学)  
本田 孔士(臨床医学)  
真木 太一(農学基礎)  
松澤 佑次(臨床医学)  
風月 忠範(薬学)  
獅子柴 克彦(基礎医学)  
三品 昌美(基礎医学)  
南 暢子(健康・生活科学)  
宮下 保司(基礎医学)  
飯塚 勇介(生産農学)  
柳田 敏雄(基礎生物学)  
柳田 充弘(基礎生物学)

矢野 秀雄(生産農学)  
山内 晴平(生産農学)  
山下 興亜(農学基礎)  
山本 雅(基礎医学)  
吉本 高志(臨床医学)  
米田 俊之(歯学)  
笠谷 いづみ(応用生物学)  
渡邊 誠(歯学)

## 第三部 理学・工学



部長 高部 宣明

副部長 小林 敏雄  
幹事 大垣 眞一郎  
幹事 河野 長

青山 友紀(電気電子工学)  
安西 祐一郎(情報学)  
伊賀 健一(電気電子工学)  
池田 駿介(土木工学・建築学)  
生駒 俊明(電気電子工学)  
石川 幹子(環境学)  
伊藤 早苗(物理学)  
福崎 一郎(機械工学)  
今井 秀樹(情報学)  
今泉 東洋子(化学)  
今中 忠行(環境学)  
入倉 孝次郎(地球惑星科学)  
岩澤 康裕(化学)  
高橋 祐吉(材料工学)  
大垣 眞一郎(土木工学・建築学)  
岡野 光夫(材料工学)  
岡部 寛行(地球惑星科学)  
海部 宣男(物理学)  
並木 伸英(機械工学)

柏 典夫(化学)  
柏原 正樹(数学)  
岸 謙雄(材料工学)  
岸 隆史(情報学)  
北川 隼三(化学)  
北澤 宏一(材料工学)  
木村 孟(土木工学・建築学)  
栗原 和枝(化学)  
河野 長(地球惑星科学)  
小籠 香枝子(総合工学)  
後藤 俊夫(総合工学)  
小林 敏雄(機械工学)  
坂内 正夫(情報学)  
柳 裕之(電気電子工学)  
坂村 健(情報学)  
佐久間 健人(材料工学)  
佐藤 勝彦(物理学)  
澤本 光男(化学)  
三田 一郎(物理学)

新海 征治(化学)  
進士 五十八(環境学)  
須賀 唯知(総合工学)  
鈴木 篤之(総合工学)  
仙田 満(土木工学・建築学)  
平 朝彦(地球惑星科学)  
高原 淳(化学)  
武市 正人(情報学)  
田中 英彦(情報学)  
玉尾 皓平(化学)  
稲穂 敏夫(機械工学)  
土居 範久(情報学)  
土井 美和子(情報学)  
十倉 好紀(物理学)  
外村 彰(物理学)  
中島 尚正(機械工学)  
永原 裕子(地球惑星科学)  
永富 正治(物理学)  
野佐 良治(化学)

濱田 政剛(土木工学・建築学)  
林 勇二郎(情報学)  
藤島 文雄(電気電子工学)  
深谷 賢治(数学)  
藤嶋 昭(化学)  
吉川 勇二(機械工学)  
益田 龍司(情報学)  
宮原 秀夫(情報学)  
村井 純(情報学)  
村岡 洋一(情報学)  
村上 周三(土木工学・建築学)  
毛利 衛(総合工学)  
矢川 光基(総合工学)  
山地 善治(総合工学)  
早稻田 嘉夫(材料工学)

内閣総理大臣 鈴木善幸 殿

日本学術会議会長 伏見康治

動物実験ガイドラインの策定について（勧告）

標記について、日本学術会議第80回総会の議決に基づき、下記のとおり勧告します。

記

近時動物実験の重要性は医学、生物学等、多くの学問領域においてますます浸透増大しつつあり、その信頼性ある成績を得ることは、人類の生命及び保健に関する諸科学並びに技術の発展、人類の福祉の増進に関して不可欠のものとなってきた。

動物実験は単に良質な実験動物を用いればこと足りるというのではなく、種々の条件において正しく実施されなくては、所期の目的を達することはできない。そこで適切な動物実験の実施のため、我が国の研究者がとるべき指針の策定が必要となる。

国際的にも国際実験動物科学会議（ICLAS）において動物実験のあり方に関する基準の必要性が審議され、その作成が各国に要請されているが、多くの先進諸国では既に実行されてきた。しかるに我が国では、まだそのような方向が実現されておらず、もしこのまま過ぎるときは、今後の研究遂行上に重大な障害となることが明らかである。

例えば国際的な学会に我が国から提出される研究論文に対し、その動物実験がしかるべき基準に準拠して行われていないという批判とともに、その公表にしばしば支障を来たしている。

このような情勢にあって、我が国でも動物実験に関するガイドラインを策定することは、健全な学問の発展のために、極めて緊急を要することとなってきた。このような状況にかんがみ本会議は別添のごとき、各領域に共通して受入れられるべき「動物実験ガイドライン案」を作成した。

よって、政府は本問題の重要性を考慮の上、速やかに「動物実験ガイドライン」の策定を行う

1997年

# 「教育・研究における動物の取り扱い」

## —倫理的及び実務的問題点と提言—

平成9年2月28日

日本学術会議

生命科学の進展と社会的合意の形成特別委員会

、実験に供する動物の数を減らし、代替法を見出す努力を怠らず、しかも、やむを得ず使用する場合には動物に苦痛を与えぬよう絶えず心がけるのは当然である

日本学会議第7部報告

動物実験に対する  
社会的理解を促進するために  
(提言)

平成16(2004)年7月15日  
日本学会議第7部

この報告は、第18期及び第19期日本学術会議実験動物研究連絡委員会、第19期日本学術会議生理学研究連絡委員会、脳・神経学研究連絡委員会、解剖学研究連絡委員会の提案を受け第7部会において審議した結果をとりまとめ、発表するものである。

**第19期日本学術会議 第7部会々員**

部長 鴨下重彦 (賛育会病院院長)

副部長 高橋清久 (藍野大学学長)

幹事 安樂泰宏 (帝京科学大学理工学部バイオサイエンス学科教授)

幹事 伊藤學而 (鹿児島大学名誉教授)

**第18期、第19期【実験動物研究連絡委員会】**

委員長 玉置 憲一 (東海大学名誉教授)

**第19期【生理学研究連絡委員会】**

委員長 金子 章道 (星城大学リハビリテーション学部 教授)

**第19期【脳・神経学研究連絡委員会】**

委員長 金澤 一郎 (国立精神・神経センター総長・東京大学名誉教授)

**第19期【解剖学研究連絡委員会】**

委員長 井端 泰彦 (京都府立医科大学学長)

# 動物実験に対する社会的理解を促進するために(提言)

## 要旨

### 1. 報告(提言)の背景

動物実験が生命科学、ことに人類の生存と健康維持に直接かかわる医学・医療、薬学などのいわゆる健康科学の分野において不可欠であることは言うまでもない。一方、人と動物の共生という立場から動物実験に対する批判も存在し、そのため欧米では動物実験が著しく制約され医学研究に支障が出ている国もある。

また、わが国でも動物の供給が難しくなるなど日本も例外ではなく、動物を科学研究に用いることに対する反対運動は根強い。健康・疾病問題の解決と人類の幸福増進に不可欠な動物実験が、広く社会の理解と支持を得て行われるようにするためにわれわれが成すべきことを検討し、本報告を取りまとめた。

日本学術会議は、勧告「動物実験ガイドラインの策定について」(1980)、特別委員会報告「教育・研究における動物の取り扱い - 倫理的及び実務的問題点と提言」(1997)など、動物実験に関して一連の発言を行ってきた。本報告はその一環としてなされるものである。

## 2. 現状と問題点

わが国では、学術会議の勧告を契機として、各研究機関が法規に準拠して動物実験指針を制定し、動物実験委員会を設けて、動物実験を自主的に管理している。この自主管理体制は定着してよく機能しており、わが国の動物実験は科学的にも倫理的にも適正に運営されて、国際的にも高い水準にあると言える。

しかし問題もある。わが国には米国のような全国統一の動物実験ガイドライン(指針)がなく、指針はそれぞれの研究機関が個別に定めているため、規制の具体的基準が外から見えにくい。また、各研究機関が実施している自主管理の内容を客観的に評価検証する仕組みがないため、動物実験が適正に管理されていることを社会に対して説明する説得力に問題が残る。

欧米の動物愛護団体からは、日本に動物実験の法規制はないという誤解も招いている。

### 3. 報告(提言)の必要性

上記の問題点を改善することにより、動物実験に対する社会の理解を一層促進し、医学、生命科学の発展と人類の幸福を増進することができると考えられる。

ここでわれわれは、現在の各研究・試験機関による自主管理方式の客観性を保証し、実効と信頼性を一段と強めるために、

1) 動物実験の倫理原則を実行に移すときの基準を示す国内で統一された動物実験ガイドラインを制定することと、

2) 当該ガイドラインの実効を担保するための第三者評価システムを構築することを提言する。

ガイドラインの制定にも、第三者評価システムの構築にも広く社会の意見を聞き、透明性の高いものにすることが必要である。

ここに、関係学協会はじめ関係機関に実施への取組みを早急に開始するよう協力を呼びかけるものである。このような自発的な取り組みが学術にかかわる研究者の社会的責任と認識するからである。

## (1) 統一ガイドラインの制定

動物実験を規制する仕組みの中で、規制の実態を最もよく示すものは動物実験ガイドライン(指針)である。しかし、上記のように、わが国に全国統一のガイドラインは存在せず、各研究・試験機関および学協会が個々にガイドラインを設けているため、それらは外部から見えにくく、また日本では動物実験の法規制がないと誤解あるいは批判される。そこで、国内で統一された動物実験ガイドラインを制定することを提言する。

これにより規制の基準を明解に示し、動物実験に対する国内および諸外国からの社会的理解と動物実験に対する倫理的評価を格段に高めることができる。

## (2) 研究機関の自主管理を第三者的立場から評価する機構の設置

全国統一の動物実験ガイドラインが制定されたとき、それが現行の自主管理機構によって実効が上げられることが重要である。その実効を担保する仕組みとして、各研究試験機関の自主管理が適正になされ、統一ガイドラインの基準が満たされていることを、第三者の立場から評価・認証する機構を設けることを提言する。この仕組みにより、統一ガイドラインの実効を確認するとともに、自主管理の実施の適正性も評価・認証することができ、社会にも理解され易く、信頼性と透明性の高い動物実験管理体制を確立できるものと期待される。

導入する第三者組織は、次の骨子の性格を備えたものが考えられる。

#### 1) 任務

認証を求める機関の申請に対し、書類審査と実地審査を実施し、施設の認証、是正勧告または認証の取り消しを行なう。

#### 2) 評価基準

上記の全国統一の動物実験ガイドラインに基づいて評価と認証を行なう。その認証は諸外国の類似認証制度との間の相互認証を目指す。

#### 3) 評価対象

上記の全国統一の動物実験ガイドラインが定める基準項目を対象として評価する。この場合、認証を求める機関の責任体制、管理組織、施設・設備、動物実験委員会、実験計画の審査方法、実験動物の健康、福祉、実験終了後の処置、労働安全管理など動物実験を適正に行なうための要件、などを対象として審査することになると考えられる。

#### 4) 普及と実効性

本案の第三者評価制度は動物実験実施機関の自主的な申請によるものであり、その普及と実効性を高めるためには、第三者評価機関は社会的にも高い評価と理解が得られるものでなければならない。

# 動物実験の適正な実施に向けた ガイドライン

2006.6.1

日本学会議

「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン策定」に関する第二部拡大役員会

- 部 長 金澤 一郎（第二部会員、国立精神・神経センター総長）
- 副部長 唐木 英明（第二部会員、東京大学名誉教授）
- 幹 事 廣橋 説雄（第二部会員、国立がんセンター研究所長）
- 幹 事 鷺谷 いづみ（第二部会員、東京大学大学院教授）
- 浅島 誠（第二部会員、副会長、東京大学大学院教授）
- 大隅 典子（第二部会員、東北大学大学院教授）
- 谷口 克（第二部会員、独立行政法人理化学研究所  
免疫・アレルギー科学総合研究センター長）
- 野本 明男（第二部会員、東京大学大学院教授）
- 宮下 保司（第二部会員、東京大学教授）
- 矢野 秀雄（第二部会員、京都大学大学院教授）
- 大野 泰雄（国立医薬品食品衛生研究所副所長）
- 尾崎 博（東京大学大学院農学生命科学研究科教授）
- 鍵山 直子（財団法人実験動物中央研究所上級研究員）
- 篠田 義一（東京医科歯科大学大学院医歯学総合研究科教授）
- 玉置 憲一（財団法人実験動物中央研究所副所長）
- 八神 健一（筑波大学生命科学動物資源センター長）
- オブザーバー（各省代表1名記載）
- 松尾 泰樹（文部科学省研究振興局ライフサイエンス課長）
- 吉川 展代（厚生労働省大臣官房厚生科学課課長補佐）
- 東海林克彦（環境省自然環境局総務課動物愛護管理室長）

## 第二部拡大役員会ワーキンググループ

- 委員長 玉置 憲一（財団法人実験動物中央研究所副所長）  
谷口 克（第二部会員、独立行政法人理化学研究所  
免疫・アレルギー科学総合研究センター長）  
宮下 保司（第二部会員、東京大学教授）  
大野 泰雄（国立医薬品食品衛生研究所副所長）  
鍵山 直子（財団法人実験動物中央研究所上級研究員）  
狩野 繁之（国立国際医療センター研究所適正技術開発・移転研究部部長  
実験動物管理室長（併任））  
佐神 文郎（エーザイ株式会社創薬研究本部本部長付担当部長）  
篠田 義一（東京医科歯科大学大学院教授）  
寺門 誠致（農林漁業金融公庫技術参与）  
八神 健一（筑波大学生命科学動物資源センター長）  
横内 圀生（社団法人家畜改良事業団顧問・家畜改良技術研究所長）
- オブザーバー（各省代表1名記載）  
松尾 泰樹（文部科学省研究振興局ライフサイエンス課長）  
吉川 展代（厚生労働省大臣官房厚生科学課課長補佐）  
東海林克彦（環境省自然環境局総務課動物愛護管理室長）

わが国では、「動物の愛護及び管理に関する法律」（昭和48年法律第105号）および「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」（昭和55年総理府告示第6号）等に基づいて、実験動物の取扱いに関する具体的配慮の必要性が示されてきた。

そのような状況の中で動物実験に関しては、科学研究の進歩を支える重要性に鑑み、法令ではなく行政指導によってその適正化が図られてきた。すなわち、日本学術会議が「動物実験ガイドラインの策定について」を政府に勧告し（昭和55年）、この勧告に基づいて、当時の文部省が「大学等における動物実験について」を所管の機関等に通知した（昭和62年学術国際局長）。これに基づいて、研究機関は動物実験等をより適正に実施するための指針等および動物実験委員会を整備して、きめ細かな運用を図っているところである。その結果、自由闊達で創造性豊かな科学研究を行うことが可能になり、わが国の医学、生命科学は、国際的にも目覚ましい発展を遂げた。

生命科学を推進するには、その必要性を最もよく理解している研究者が責任をもって動物実験等を自主的に規制することが望ましいと考える。その一方で、動物実験等の適正な実施に関して国としてのよりどころを求める声もある。そこで、動物実験等に関するガイドラインの策定が急務となり、日本学術会議第7部（当時）は平成16年に「動物実験に対する社会的理解を促進するために（提言）」を報告した。

これを受けて文部科学省および厚生労働省は、「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」および「厚生労働省における動物実験等の実施に関する基本指針」を取りまとめた。さらに、両省は日本学術会議に対し、上記の基本指針をふまえて各研究機関が動物実験等に関する規程等を整備するに際してモデルとなる共通ガイドラインの作成を依頼した。

実験動物の取扱いに関してはそれぞれの国家に固有の宗教や文化が影響している。法令によらない動物実験等の自主管理は北米型ともいわれるが、わが国は日本の土壌に根ざした管理体制の樹立を目指すべきであり、それによって、動物実験等が社会的理解の下で適正に進められ、生命科学研究の発展に寄与することを願ってやまない。

## 趣旨と目的

医学、生命科学の教育、研究ならびに試験に際して動物実験は必要不可欠であり、それぞれの実施機関等が責任をもって自主的に管理し、実施すべき事柄である。どのような方法で動物実験の成果を得るかは、基本的に動物実験を実施する研究者が科学的合理性に基づくとともに、動物の愛護に配慮して立案しなければならない。研究者は動物実験等を行う場合には、立案した動物実験計画の妥当性について、機関内に設置された動物実験委員会の審査を受ける必要がある。

本ガイドラインは、動物実験等を実施する各機関等を所管する行政機関(文部科学省、厚生労働省等)の策定した動物実験等の実施に関する基本指針等(「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」平成18年6月1日文部科学省告示、「厚生労働省における動物実験等の実施に関する基本指針」平成18年6月1日厚生労働省通知)を基に、科学的観点から適正な動物実験を遂行する目的で作成された。また、動物実験を適正に行うための実験動物の取扱いに関しては、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」(平成18年4月28日環境省告示第88号)の規定を踏まえている。

本ガイドラインの構成は、冒頭に自主管理の要となる機関等の責任体制ならびに動物実験委員会に関する章をおき、次に動物実験操作、実験動物の選択に関する章を設けた。さらに実験動物の飼養・保管、健康管理、施設等および安全管理と続け、動物実験等の適正化に必要な教育訓練、自己点検・評価および検証ならびに情報公開に関する記述で締めくくった。

各機関等では、本ガイドラインを基に、科学的に適正な動物実験が実施されるよう自主的に機関内の規程等を策定することを期待する。

脚注：本ガイドラインは、産業動物の飼養保管や畜産における育種改良を目的とする教育もしくは試験研究には適用されないが、必要に応じて準用することが望ましい。

## 目 次

### 趣旨と目的

#### 第1 定義

- 1) 動物実験等
- 2) 施設等
- 3) 実験動物
- 4) 機関等
- 5) 機関等の長
- 6) 動物実験計画
- 7) 動物実験責任者
- 8) 動物実験実施者
- 9) 管理者
- 10) 実験動物管理者
- 11) 飼養者
- 12) 管理者等
- 13) 指針等
- 14) 規程等

#### 第2 機関等の長の責務

#### 第3 動物実験委員会

- 1) 動物実験委員会の役割
- 2) 動物実験委員会の構成

#### 第4 動物実験計画の立案および実験操作

##### 1. 動物実験計画の立案

- 1) 動物実験計画立案時に検討を要する事項
- 2) 動物実験計画書作成の実際

##### 2. 実験操作

- 1) 実験室および実験設備
- 2) 身体の保定
- 3) 給餌および給水制限
- 4) 外科的処置
- 5) 麻酔、鎮痛処置および術後管理
- 6) 人道的エンドポイント
- 7) 安楽死処置
- 8) 安全管理への配慮
- 9) 履行結果の報告

## 第5 供試動物の選択ならびに授受

- 1) 実験動物の導入
- 2) 検疫および順化
- 3) 輸送
- 4) 実験動物の授受における情報提供等

## 第6 実験動物の飼養および保管

- 1) 飼養および保管の基本
- 2) ケージ内環境と飼育室の環境
  - (1) 飼育スペース
  - (2) 環境温度および湿度
  - (3) 換気
  - (4) 照明
  - (5) 飼料
  - (6) 飲水
- 3) 記録類の保存

## 第7 実験動物の健康管理

## 第8 施設等

## 第9 安全管理

- 1) 危険因子の把握と取扱い
- 2) 実験動物による危害等の防止
- 3) 実験動物の逸走時の対応
- 4) 緊急時の対応
- 5) 生活環境の保全

## 第10 教育訓練等の実施

## 第11 その他

### 附則

#### 本指針の見直し

### 参考文献

### 別添

## 第1 定義

本ガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ以下に定めるとおりとする。

- 1) 動物実験等 動物を教育、試験研究または生物学的製剤の製造の用、その他の科学上の利用に供することをいう。
- 2) 施設等 動物実験等を行う施設・設備をいう。
- 3) 実験動物 動物実験等の利用に供する哺乳類、鳥類及び爬虫類に属する動物をいう。
- 4) 機関等 動物実験等を行う組織体（大学、研究所、独立行政法人、企業等）をいう。
- 5) 機関等の長 動物実験の適正かつ安全な遂行に係わる、各機関等の統括責任者（学長、機関長、校長、理事長、社長、所長など）をいう。
- 6) 動物実験計画 動物実験等を行うために事前に立案する計画をいう。
- 7) 動物実験実施者 動物実験等を実施する者をいう。
- 8) 動物実験責任者 動物実験実施者のうち、個々の動物実験計画に係る業務を統括する者をいう。
- 9) 管理者 機関等の長のもとで、実験動物および施設等を管理する者（動物実験施設長、部局長など）をいう。
- 10) 実験動物管理者 管理者を補佐し、実験動物の管理を担当する者をいう。
- 11) 飼養者 実験動物管理者または動物実験実施者の下で、実験動物の飼養または保管に従事する者をいう。
- 12) 管理者等 機関等の長、管理者、実験動物管理者、動物実験実施者および飼養者をいう。
- 13) 指針等 動物実験等に関して行政機関の定める基本指針および日本学術会議が策定する「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（本ガイドライン）」をいう。
- 14) 規程等 各研究機関等が関連法令および指針等の趣旨をもとに、動物実験等の適正な遂行と実験動物の適正な飼養・保管のために定める機関内規程をいう。

# 3Rの原則の明記

## 第4 動物実験計画の立案および実験操作

動物実験等の実施に際しては、研究の意義および動物実験等を必要とする理由を説明できなければならない。動物実験等は科学的合理性に基づくとともに、「動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成17年6月22日法律第68号）」に明文化された動物実験の国際原則である「3R（Replacement：科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用すること、Reduction：科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること、Refinement：その利用に必要な限度において、その動物に苦痛を与えない方法によってすること）」に則って立案され、実行されなければならない。3Rの原則は、動物実験に係る理念であると同時に実験動物の取扱いに係る理念でもある。したがって、動物実験等は当該研究の目的を達成するために必要な限度において、3Rの原則に配慮して適切に行われるべきものである。

## 第2 機関等の長の責務

機関等の長は、当該機関等で実施されるすべての動物実験等の実施に関して最終的な責任を負う。  
機関等の長は、実験動物を適正に飼養・保管し、動物実験等を適正かつ安全に遂行するために必要と考えられる施設等を整備し管理者を任命するとともに、実験動物に関する知識及び経験を有する者を実験動物管理者に充てる。また、管理者および実験動物管理者の協力を得て、動物実験実施者、飼養者等の関係者を教育するとともに、関連法令ならびに指針等の周知を図る。

各機関等においては、指針等を踏まえて、機関等の長の権限と責任をはじめ、動物実験等を実施する場合の手続き、ならびに実験動物の適正な飼養・保管、施設等の整備および管理の方法を定めた規程等を策定しなければならない。

動物実験委員会は、機関等ごとに設置しなければならない。機関等の長は、動物実験責任者から提出された動物実験計画について、科学的合理性に基づき、かつ、動物の愛護に配慮した審査を動物実験委員会に諮問する。また、動物実験委員会の答申にもとづいて承認を与え、または与えないこととする。さらに、動物実験等の終了の後、履行結果を把握し、また、動物実験委員会の助言を尊重して、動物実験責任者および管理者に改善を指示する。

機関等の長は、動物実験計画書、動物実験の履行結果および動物実験委員会の議事録等を保存するとともに、研究や企業活動に支障のない範囲内で、個人情報や研究情報の保護を図りつつ、動物実験等の透明性の確保ならびに成果の公表を図らなければならない。また、実験動物管理者、動物実験実施者、飼養者の資質向上を図るため、教育訓練の実施等の必要な措置を講じなければならない。

# 日本学会議HP

## 2006年(平成18年)に公表した回答

発表年月日	PDF	名 称	表出の主体	議決された会議
2006/6/1	  (英文)	<a href="#">動物実験の適正な実施に向けたガイドラインについて</a> <a href="#">Guidelines for Proper Conduct of Animal Experiments</a>	日本学会議	第16回幹事会

<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/2006.html>

# 日本学会議の立場

